

2009年 1月30日

「懇話会」・全国学習交流集会講演レジュメ

「今日の共済規制問題と共済の復権」

— 改めて「自主共済」の理解を深めながら —

共済研究会運営委員 相馬 健次

はじめに — 演題について

(1) 今日の共済規制問題

— 共済規制の企みは繰り返し行なわれてきた。今日の共済規制問題の特徴

過去の共済規制問題は、対象が協同組合共済、企ての段階で阻止

今回の共済規制問題は、対象が全ての共済、改正保険業法の成立と適用。「自主共済」のみならず公益法人共済も存続の危機に立たされている。協同組合共済の前途も樂觀できない。こうして共済事業は保険業法によって存在を否定されようとしている。

(2) 共済の復権

— これを打破して存在の合法性を獲得すること

1. 保険業法による規制の範囲

(1) 保険業法はどう変わったか 資料①-1

(2) 保険業法改正(06年4月1日施行)の目的と歪められた規制内容

消費者問題を引き起こした共済(「根拠法のない共済」=営利「共済」)の規制であったはずが、「自主共済」をはじめとする「根拠法のない共済」の規制へ

消費者・契約者保護から保険会社の利益保護へ

共済規制の背景 — アメリカの圧力(PTAの「安全互助会」が適用除外されなかった経緯に見る) 資料②

(3) 「特定保険業」とされる「根拠法のない共済」の種類 資料③

営利「共済」(ニセ共済) — 事例を見る 資料④

「自主共済」

地方公務員の「互助会」など

2. 「自主共済」とはなにか

(1) 「懇話会」はなぜ自らの共済を「自主共済」と呼んでいるのか。

(2) 「自主共済」の6つの特徴 資料③

① 社会運動組織が母体組織になっていること

保険業法の「定義」改正理由が、共済事業が多様化し、区別が容易ではないという説明を論駁する目的で「根拠法のない共済」の実態を考察。営利「共済」と「自主共済」の存在を確認。区別の基本的なメルクマール

②非営利であること

非営利とは？

利益（利潤）追及を目的としないこと

*生協法第9条（最大奉仕の原則）組合は、その行う事業によって、その組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

*利益（利潤）を分配しない（アメリカ）。

加入資格を母体組織の構成員に限っていること。株式会社の仕組みとの違い

③母体組織の活動の一部であること

母体組織は本来、共済事業を目的に組織されたものではない。

母体組織に対応した特殊な内容 — 母体組織の構成員の必要性に則した共済内容

④自治的民主的運営

公的権力や外部団体に支配されず自分たちの意思によって運営している。

一人一票を原則にしながら、直接的にあるいは代表を通じて組織を統治している。

⑤財政的自立

補助金に頼らない — 相互扶助の理念。④との関係 — 補助金と天下りなど

⑥公的保障に対する補完

「自主共済」創設の契機・目的 — 歴史を振り返ってみれば

(3) 営利「共済」（保険業）と「自主共済」は区別できる

— 「保険業」の「定義」変更の理屈のウソ

区別することが容易ではないとする金融庁の主張 資料⑤

3. 多様な共済と共済規制問題

(1) 「共済」にはさまざまな種類がある。 資料①-2

(2) 社会運動組織を母体とする共済

— 協同組合共済、労働組合共済、「自主共済」

(3) 協同組合共済の法規制

— 各種協同組合法改正を通じ保険会社に準じた規制

どんな規制か — 兼業禁止、最低出資総額の規制、共済募集人規制、共済計理人の選任、準備金積立規定の強化、経営の健全性判断基準（ソルベンシーマージン比率）の設定と早期是正措置、その他

(4) 労働組合共済の法規制

— 労働組合法の規定と保険業法適用除外の指定

労働組合共済とはなにか — 4つのタイプ

①組合が組合員全員を対象にして行う慶弔見舞金的な共済、②組合が地域横断的に協同して地域生協をつくって行う共済（全労済）、③全国規模の組合が職域生協をつくって行う共済（「労働組合共済生協」ともいう。全労済に加盟）、④全国規模の組合が共済会など任意団体をつくって行う共済（労働共済連に加盟）

保険業法の適用除外 — 業法2条1項2号ハ

労働組合法の規定 — 第9条（基金の流用）労働組合は、共済事業その他福利事業の

ために特設した基金を他の目的のために流用使用とするときは、総会の議決を経なければならない。

(5) 公益法人共済の法規制

— 保険業法による暫定措置と新制度下の規制

公益法人（社団法人、財団法人）共済は多様であり数も多い。

『平成20年版公益法人白書』の性格別法人数（定款・寄付行為の目的の規定基準）の項では「互助・共済団体等」が3,760 団体、事業種別法人数（実態調査結果）の項では「共済」990団体

どんなものがあるか — 事例

「自主共済」（子ども会の「安全会」、自閉症協会の共済、PTA連合会の「安全互助会」の一部）、地方自治体が助成する「互助会」（「職員互助会」「教職員互助会」「地域勤労者互助会」）、医師会・歯科医師会、その他

保険業法の規定 — 付則第5条（公益法人等に関する経過措置）1項に、この法律の施行の際現に特定保険業（共済事業）を行っている公益法人は、当分の間、引き続き特定保険業を行うことができる旨規定

新制度下の規制 — 公益法人改革実施（09年12月1日）に伴う新法人への移行登記（移行期間：09年12月1日～13年11月30日）と同時に、保険業法の規制対象になる。 資料⑥

(6) 2011年保険業法見直しに含まれる危険性

協同組合共済、労働組合共済に対する規制強化の可能性

4. 運動の進め方についての問題提起

これまでの運動成果を基礎に「適用除外」の実現を目指すこと

保険業法2条2号に「自主共済」を追加すること

「保険業」についての定義を旧法に戻す保険業法改正を要求すること

保険業法は適用範囲よりも適用除外範囲が広い異常な構造をもっており、全ての共済規制の根源である。

「共済法」について留意すること

法認には規制が伴うこと。どんな共済を対象とし、どんな規制なら容認するのかなど十分な研究が必要

おわりに

「共済の復権」のために、協同組合共済、公益法人共済とも共同して前進しよう。

① 一九三九年改訂

保険業法

昭四・三・二九
法律四一

- 改正 昭一五・法五九、昭一八・法四二、昭三〇・法一一〇、昭二二・法二二三、昭二二・法一一〇、法一九三、昭二四・法一八四、昭二五・法一〇四、昭二六・法二二五、法三〇四、昭二八・法七七八、法二五九、昭三〇・法九七、昭三七・法七五、法八二、昭三八・法二二六、昭三九・法一一七、昭四一・法七三、昭四二・法三六、昭四九・法二三、昭五六・法七五

〔注〕本法は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭五六・六・九法七五号）によりその一部が改正されたが、同改正は昭五七・一〇・一から施行されるので、昭五七まで有効な規定を当該箇所注記を付して掲げておいた。

第一章 総則

一 営業の免許
 第一条 保険事業（売買、原簿、請負その他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ）ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ

- 二 前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス
 - 一 定款
 - 二 事業方法書
 - 三 普通保険約款
 - 四 保険料及責任準備金算出方法書
 - 五 財産利用方法書
- 〔外国における営業の制限〕
 第一条ノ二 保険会社ハ前条第一項ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三年ヲ経過シ且最終ノ決算期ニ於テ利益金又ハ剰余金ヲ計上スルニ非

② 一九九五年改訂

第二条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に關シ一定額の保険金を支払ふことを約し、保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く）をいう。

- ① この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。
- ② この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。
- ③ この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。
- ④ この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。
- ⑤ この法律において「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者（保険会社を除く）をいう。
- ⑥ この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。
- ⑦ この法律において「外国損害保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者をいう。
- ⑧ この法律において「外国相互会社」とは、外国の法令に準拠して設立された相互会社と同種の外国の法人又はこれに類似する外国の法人をいう。
- ⑨ この法律において「総株主等の議決権」とは、株式会社の総株主又は有限会社の総株員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次条、第百六条、第百七条、第百二十七条、第二百六十条、第二編第十章の二及び第三百三十三條において同じ。）をいう。

③ 二〇〇五年改訂

保険業法（二条の二）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に關シ一定額の保険金を支払ふことを約し、保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く）をいう。

- 一 他の法律に特別の規定のあるもの
- 二 次に掲げるもの
 - イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの
 - ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの
 - ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの
 - ニ 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの
 - ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの
 - ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十条の二第二項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの
 - ト イからヘまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの
- 三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）
- ① この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。
- ② この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。
- ③ この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。
- ④ この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。
- ⑤ この法律において「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者（保険会社を除く）をいう。
- ⑥ この法律において「外国相互会社」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者（保険会社を除く）をいう。

図表7 他の法律に特別の規定のあるもの一覧

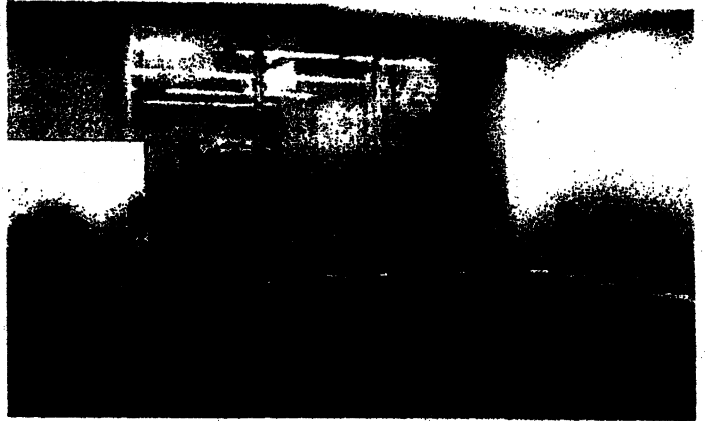
	法律	所管官庁等
農業協同組合	農業協同組合法	農林水産省
水産業協同組合	水産業協同組合法	農林水産省・水産庁
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	厚生労働省
環境衛生同業組合 生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の 適正化及び振興に関する法 律	厚生労働省
火災共済協同組合	中小企業等協同組合法	経済産業省・金融庁
森林組合	森林組合法	農林水産省・林野庁
農業共済組合 市町村（特別区） 政府	農業災害補償法	農林水産省
漁業共済組合 漁業共済組合連合会 政府	漁業災害補償法	農林水産省
基金 指定法人	消防団員等公務災害補償等 責任共済に関する法律	総務省
事業協同組合 (火災共済を除く)	中小企業等協同組合法	経済産業省・中小企業庁 国土交通省 農林水産省 農林水産省
地方公共団体	地方自治法	総務省
健康保険	健康保険法	厚生労働省
国民健康保険	国民健康保険法	厚生労働省
介護保険	介護保険法	厚生労働省

主な共済団体等	共済事業根拠規定
全国共済農業協同組合連合会（JA共済）	「共済に関する施設」 （法10j十）
全国共済水産業協同組合連合会（JF共水）	「共済に関する施設」 （法11j十）
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）	「生活の共済を図る 事業」（法10j四）
全国理容生活衛生同業組合連合会	「共済に関する事業」 （法8j十）
長野県火災共済協同組合	（法9の7の2）
全国森林組合連合会（全森連）	「林業に関する共済 に関する施設」（法9 2j十）
農業共済組合	「共済事業又は保険 事業」（法2）
漁業共済組合	「漁業共済事業」（法 2）
基金または指定法人（総務大臣が指定した者）	「消防団員等公務災 害補償責任共済契 約」「消防団員退職報 償金支給責任共済契 約」（法2j2）
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）	「福利厚生に関する 施設」（法9の2j 三）
全国トラック交通共済組合連合会（交協連）	
全国米穀販売事業協同組合	
日本食品衛生協同組合	「相互共済事業法」 （法263の2j）
都道府県会館災害共済部 政府 健康保険組合 市町村・特別区 国民健康保険組合 市町村・特別区	「相互共済」と規定 「福利厚生」と規定 「相互共済」と規定
社会保険	

国民年金	国民年金法	厚生労働省	社会保険
厚生年金保険	厚生年金保険法	厚生労働省	
労災保険	労働者災害補償保険法	厚生労働省	
雇用保険	雇用保険法	厚生労働省	
船員保険	船員保険法	厚生労働省	
国会議員互助年金	国会議員互助年金法	総務省	
国家公務員共済	国家公務員共済組合法	財務省	
地方公務員等共済	地方公務員等共済組合法	総務省	
私立学校教職員共済	私立学校教職員共済組合法	文部科学省	
社会福祉施設職員退職手当共済	社会福祉施設職員退職手当共済法	厚生労働省	
中小企業退職金共済	中小企業退職金共済法	厚生労働省	
小規模企業共済	小規模企業共済法	経済産業省	
農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法	農林水産省	
(児童生徒等) 災害共済	独立行政法人日本スポーツ振興センター	文部科学省	
森林国営保険	森林国営保険法	農林水産省	
中小企業信用保険	中小企業信用保険法	経済産業省	
中小企業倒産防止共済	中小企業倒産防止共済法	経済産業省	
普通輸出保険 など	貿易保険法	経済産業省	
預金保険	預金保険法	金融庁	
貯金保険	貯金保険法	農林水産省	
住宅融資保険	住宅融資保険法	国土交通省・財務省	
漁業保険等に係る特殊保険	漁船損害等補償法	農林水産省	
農業共済の再保険	農業災害保障法	農林水産省	
地震保険の再保険	地震保険に関する法律	財務省	
農業信用保証保険	農業信用保証保険法	農林水産省	
漁業乗組員給与保険	漁業乗組員給与保険法	農林水産省	
漁業信用保険	中小漁業融資保証法	農林水産省	
船主相互保険	船主相互保険組合法	国土交通省	
簡易生命保険	簡易生命保険法	総務省	
政府			社会保険 (任意)
政府			
政府			
政府			
政府			
政府			
国家公務員共済組合および連合会			
地方公務員等共済組合および連合会			
私立学校教職員共済組合			
(独) 福祉医療機構			
(独) 勤労者退職金共済機構			
(独) 中小企業基盤整備機構			
(独) 農業者年金基金			
(独) 日本スポーツ振興センター			
政府			経済政策保険
中小企業金融公庫			
(独) 中小企業基盤整備機構			
(独) 日本貿易保険			
預金保険機構			
農水産業協同組合貯金保険機構			
住宅金融公庫			
漁船保険組合			
政府			
政府			
農業信用基金協会			
漁船保険組合			
漁業信用基金協会			
小型船相互保険組合			
船主責任相互保険組合			
日本郵政公社			簡易保険

「保険業法等の一部を改正する法律」について

特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行うものが急増しており、その中に不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等との指摘がされることを背景として、「保険業法の一部を改正する法律」が平成17年4月22日に可決・成立し、5月2日に公布された。施行日は平成18年4月1日である。平成17年8月12日の政令案・施行規則等の改正案骨子の開示では、PTA活動の一部である共済事業等は、「改正保険業法の適用除外とする」方向が示されておりましたが、施行直前の同年12月28日になって一転してPTAが行っている共済事業等も「改正保険業法の適用対象とする」旨の政令案が開示された。



そこで、1月18日に緊急三役会を開催し、情報収集を行うと共に1月27日までにパブリック・コメントを提出することとした。また、1月24日、金融庁での説明会に参加したが、「何故PTAが行っている共済事業等が、保険業法の適用を受けなければならないのか」の説明がなく、再度、2月16日、赤田会長、梅田専務理事、佐野局長が、金融庁総務企画局企画課・保険企画室長、同課長補佐と面会し同説明を求めたが、納得のいく回答はやはり得られなかった。また、2月21日の評議員会への出席依頼も拒否された。

そこで、2月21日の常任幹事会で金融庁へ再々度行くべきとの緊急決議があり、逸見副会長・森田副会長を含めた各ブロック代表と梅田専務理事の10名で金融庁へ行ったところ、保井室長、豊田課長補佐が不在のため、担当係長に各協議会会長の名刺を手渡し我々の意を伝えた。

また、3月1日には、再々々度赤田会長をはじめとする各協議会代表26名で金融庁へ行き、約2時間にわたり質疑・応答を行ったが、我々が納得できる回答は全く得られず、「PTAが行っている共済事業活動等が、何故保険業法の適用を受けなければならないのか」「8月に適用外であったものが、何故12月に一転して適用対象となったのか」との疑問には全く答えようとはしなかったので、「PTAを深く理解していただき、最後まで適用除外になるよう努力していただきたい。」と全員で強く要請した。

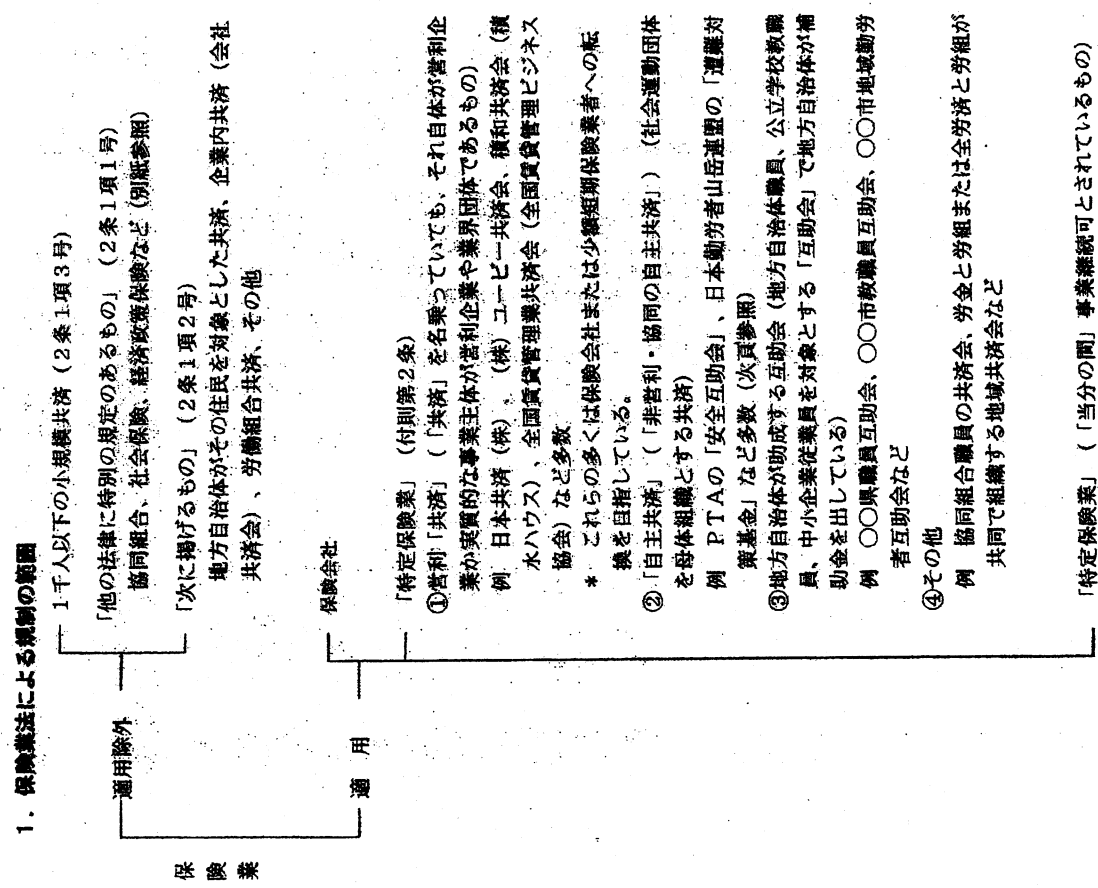


金融庁との話し合い

ところで、在日米商工会議所保険小委員会は、平成17年9月22日に金融庁に対して、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(案)に対する意見として「...たとえば都道府県単位のPTA連合会による共済等に対しては、それらが他の法律の特別の規定によるものでない限り保険業法を適用すべきである。」との意見を提出している。他に、一部保険会社が営業活動等を行うなど、この「改正保険業法」は、大きな問題を含んだ理不尽なものである。

日本PTAとしては、この問題に関して、今後も最後まで諦めないで取り組んでいくつもりである。

改正保険業法による共済規制問題について



2. 「自主共済」とはなにか

(1) 事例

- ① PTAの「安全互助会」 (県・指定都市連合会ごとに実施、小中学校と高校は別々で小中学校では49団体、600万世帯で実施)
 - ② 知的障害者の「互助会」 (ほぼ県ごとに組織、全国協議会の会員は39団体37,000人)
 - ③ 日本勤労者山岳連盟の「連帯対策基金」 (全国統一制度、加入者21,000人)
 - ④ 全国保険医団体連合会の「保険医休業保障共済」 (全国統一制度、48,000人)
 - ⑤ 全国商工団体連合会の「共済会」 (全国統一制度、加入者33万人)
 - ⑥ 全日本民主医療機関連合会の「共済組合」 (全国統一制度、5万人)
 - ⑦ (社)日本自閉症協会の「ASJ互助会」、⑧ (社)全国子ども会連合会の「安全会」、⑨ 労働者協同組合連合会の「CC共済」、⑩ NPO法人ACTの「アビリティ共済」
- * ⑦⑧⑨の「互助会」「安全会」は任意団体であったが、改正保険業法施行直前に母体組織である法人の会則を変更して法人直営の事業として対処している。
- ③～⑩には下部に県段階等の地方組織が存在し、全国統一制度とは別に独自の共済制度を持っている場合もある。

(2) 特徴

- ① 社会運動組織が母体組織となっていること 「自主共済」には必ず母体組織が存在する。この母体組織は本来、共済事業を目的に組織されたものではなく、共通の社会的立場におかれた人々がその要求や願いを実現しようとして組織したものである。
- ② 非営利であること 「自主共済」は相互扶助による構成員の生活上の維持向上と母体組織の維持強化を目的としており、非営利である。したがって、共済制度への加入資格は母体組織の構成員に限られている。
- ③ 共済事業が母体組織の活動の一部を構成していること 「自主共済」の共済事業は、母体組織に対処した特殊な内容をもっており、その活動を助成する役割を果たしている。そのため、共済事業の変質や廃止を強要された場合、母体組織の維持発展にとって著しい障害となる。
- ④ 自治的民主的に運営されていること 母体組織は自治的組織であり、共済事業はその構成員によって民主的に管理・運営されている。
- ⑤ 財政的に自立していること 「自主共済」は補助金などに頼らず、「掛金」「会費」など加入者の拠出金のみを財源として運営している。それには、共済事業の実務の相当部分が構成員の無償労働によって担われ、低コストで事業運営が行われていることが支えになっている。また、共済事業の剰余金等による母体組織の助成や公益的活動が行われている場合も少なくない。
- ⑥ 社会保障等公的保障の欠如や不備にあり、それを補完している。 「自主共済」創設の契機は社会保障等公的保障の欠如や不備にあり、それを補完している。

* 「適用除外」指定の基準と「自主共済」の特徴

前頁「適用除外」の「次に掲げるもの」 (2条1項2号) 指定の「考え方」は、つぎのようなものとされている (金融庁)。

越えがたい障害となり、事実上その存続を否定するものといわなければならぬ。

4. 一度破壊された共済事業の回復は困難である。

一般に共済事業の創設には長い時間と多大な労力が必要である。

とくに「自主共済」の場合には、その母体組織の性格上構成員の間の討議など意思決定に長い時間と多大な労力を要しており、全国組織の場合には県段階での試行がいくつも行い、その上にたつたって全国統一制度が確立されている。またPTAの「安全互助会」は、1973年設立の大阪府立高校安全互助会を嚆矢としてその後全国的に設立が続き、2004年に新潟県PTA連合会が設立されている。この間31年を要している。知的障害者の「互助会」の場合は、1988年設立の民彦原知的障害者施設利用者互助会が最初の例かと思われるが、最後の例とされている茨城県での設立は2004年のことであり、この間26年を要している。そして各共済組織とも試行錯誤を重ねつつ現在の共済制度とその運営組織を構築してきたのである。

共済事業の廃止は、現にPTAの「安全互助会」や知的障害者の「互助会」で進行しているように、そのまま相互扶助組織の消滅をも意味している。こうして一度破壊された共済事業の回復は極めて困難であり、それは日本社会にとつて大きな損失といわなければならない。

5. 緊急の課題—「経過措置期間」の延長

改正保険業法によつて「特定保険業」とされる共済事業の範囲は、冒頭に示したようにきわめて大きい。保険業法改正が国会で議論された際には、おそらく想定されていないかかったのではないのか。こうした共済事業を適宜させてよいのか、改正保険業法がもたらしつつある事態を正しく把握し、必要な措置を取ることが求められる。

最終的には、営利事業として行われる「保険業」と相互扶助による保障である共済とを区別し、保険業法は前者を規制する法として再整理することが必要となろう。

しかしその前に、現実的には「自主共済」をはじめとする非営利の共済事業を業法の適用除外に指定することが求められる。とくに「自主共済」は、前述のように業法第2条1項2号「次に掲げるもの」を指定する基準（「考え方」）に照らして、適用除外とする根拠がある。

さらに差し迫った問題がある。業法付則第2条の「経過措置」に係わる問題である。

同条1項によつて、改正保険業法施行（2006年4月1日）の際、現に特定保険業を行っている者（「自主共済」も該当）も該当）は、施行日から起算して2年以内（2008年3月末日まで）に少額短期保険業者として登録の申請をした場合には、共済事業をこの間継続できることになっていく。「自主共済」の多くは、この規定によつて現在共済事業を継続しているが、この経過措置期間が終了すると違法な存在となってしまふ。現実問題として、この経過措置期間の延長が無届の課題となっており、そのための保険業法一部改正案の提出が緊急に求められている。

①団体の構成員相互間にきわめて密接な関係があることが社会通念上明らかであること、②保険引受を行う主体（保険者）と契約者の間にきわめて密接な関係があることが社会通念上明らかであること、③団体の構成員に保険への加入を主目的とした構成員がいないことが明確であること、との要件を満たす団体であること。

この基準に照らして考えれば、「自主共済」を適用除外に指定すべきことは明白である。

3. なぜ「自主共済」は「少額短期保険業者」になれないか

改正保険業法は、「特定保険業者」とする共済団体に対して保険会社か少額短期保険業者（株式会社か相互会社）になるか産業するかを迫っている。しかし「自主共済」が少額短期保険業者になれないことは、容易に推察できる。

(1) 趣旨・理念が異なること

「自主共済」だけではなく共済全体に当てはまることであるが、相互扶助・助け合いを理念とした保障の仕組みと、営利事業として行われることを前提とする少額短期保険業とは趣旨・理念が異なり、少額短期保険業者に転換することは共済関係者にとつて違和感が大きく、容易に受け入れがたいことである。

昨年、群馬県PTA安全互助会のHPに「ごあいさつ」として、保険業法改正によつて「都道府県単位PTAが実施する共済事業は、本年4月から保険業として登録しなければならなくなりました。しかし、これでは本会の設立目的との整合性が著しく異なるので、平成18年度からは会員登録および会費の徴収を中止し、…」と共済事業の廃止を伝えている。

(2) 現実的な障害

仮に趣旨・理念には目をつぶつても、少額短期保険業者には保険会社と準じた規制が行われるので、現実的にはほとんどの場合少額短期保険業者に転換はできない。規制は多岐にわたるが、例えば次のようなものがある。

- ①資本金・基金などとして1千万円以上の財産的基礎が必要なこと。
 - ②人的構成の面で、「業務の統括者に保険業の経験者がいるか」等少額短期保険業者的確に遂行できることが求められる。
 - ③保険経理人の選任が義務づけられている。この保険経理人は内閣令で定める要件に該当する者でなければならぬ。
 - ④少額短期保険業者を置かなければならない。
- また少額短期保険業者の保険制度の枠組みは次のようなものであり、共済制度がこの範囲に納まらない場合がある。

保険期間	損保2年、生保1年
保険金額	疾病による重度障害・死亡 300万円、疾病・傷害による入院80万円 傷害による重度障害・死亡 600万円 損害保険1千万円

このような規制は、「自主共済」のみならず「特定保険業」とされた多くの共済にとつて

(資料④)

「根拠法のない共済」事例集（抜粋）

(1) 「非営利・協同の自主共済」

- ①共済（団体）名 ②創設時期 ③母体組織 ④共済加入資格 ⑤共済（保障）制度
⑥運営組織 ⑦その他特記事項

7. PTAの「安全互助会」 日本PTA全国協議会（61団体、1,000万人）、全国高等学校PTA連合会（50団体、240万人）の傘下団体のほとんどが実施。

(事例)

群馬県PTA安全互助会

- ①群馬県PTA安全互助会、②1993年、③群馬県小中学校PTA連合会
④同連合会に所属する各単位PTA。団体として一括加入。給付の対象者は加入PTAの会員全員（父母・教師）および会員の児童・生徒
⑤会費（300円/年、世帯単位）、障害見舞金（死亡弔意金、後遺障害見舞金、医療見舞金—入院、手術、通院—）、疾病死亡見舞金、損害賠償責任（対人、対物、借用物）、その他

* 「安全互助会」の共済制度は各県によって会費、給付金等にかなり差があり、例えば年会費は北海道400円、埼玉県100円である。一般にPTA安全互助会の給付対象になるのは、PTA活動中に生じた障害・死亡・後遺障害で、日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の対象事故を除くものとされている。同センター法による災害共済給付は学校管理下の事故が対象であり、両者は補完関係にある。

* 給付項目の一部は保険会社の「PTA団体障害保険」を利用している。

⑥理事会

- ⑦HPの「ごあいさつ」に次の記載がある。「さて、平成18年3月7日の閣議で保険業法一部改正に伴う政令改正が議決され、都道府県単位PTAが実施する共済事業は、本年4月から保険業として登録しなければならなくなりました。しかし、これでは本会の設立目的との整合性が著しく異なるので、平成18年度からは会員登録および会費の徴収を中止し、平成17年度までの加入PTAに対しては、PTA活動中に発生した事故への見舞金支払い業務は、大型事故に備えていた運営基金の活用により、当分の間（少なくとも5年間）は、従来通り実施しますのでご安心ください」。

8. 子ども会の「安全会」

子ども会の組織は、市町村、都道府県、全国の各段階に連合会があり、県連合会（県子連）、全国段階（社団法人 全国子ども会連合会・全子連）に対応して「安全会」が設けられている。

- ①全国子ども会安全会、②1972年、③（社）全国子ども会連合会
④県子連安全会等の子ども会会員、指導者、育成会員
⑤会費（20円/年、ただし県子連が徴収した会費の中から納入される。県子連が徴収する会費は県により若干の違いがあるようであるが、山形県の場合は100円で、このうち20円が全子連安全会、30円が加入市町村に奨励金として交付、50円が県子連安全会の見舞金給付財源および運営費とされている）。
給付 全子連安全会（後遺障害見舞金—最高600万円、賠償責任保険）、県子連安全会（基本見舞金、治療見舞金） ⑥安全会運営委員会
⑦HPに「保険業法の改正に伴う全国子ども会安全会の運営」として、次の記載がある。「……。そこで、本会は平成18年3月28日付にて安全会規程を改定し、全国展開をしている安全会とした。さらに、5月28日の総会において、安全会規程の改定をし、委託契約を結ぶ形態をとり、全国展開を事実上のものとした。このことにより、都道府県・指定都市子ども会連合会組織が行っている見舞金給付に関する業務を全国子ども会連合会が事業委託していることになった。このことにより当分の間、現行の共済制度を維持することができることになった。（以下略）」

(2) 日本小額短期保険協会の正会員

- ①共済（団体）名・事業主体 ②創設時期 ③母体組織 ④目的 ⑤共済加入資格
⑥共済（保障）制度 ⑦運営組織・組織図 ⑧販売組織 ⑨その他特記事項

1. 日本厚生共済会

- ①日本厚生共済会、②1993年、③なし
④会員（契約者）のさまざまな事故（火災・盗難など）に対する保障と福利厚生活動の推進、生活環境と経済的地位の向上を図る。 ⑤？
⑥「住宅火災保障プラン」（家財、借家人賠償責任、個人賠償責任、修理費用保障）

「テナント火災保障プラン」(設備・什器、借家人賠償責任、施設賠償責任、修理費用保障)

- ⑦組織図(総代会 — 理事会・理事長・専務理事 — 共済事業本部)
*総代会に関する記載は他にはない。
- ⑧不動産業者を代理所・代理店としている。登録数約 1,000社
- ⑨現場急行サービス、競売物件敷金支援サービス、コンビニ収納サービスなど。
提携保険会社 — 東京海上日動

6. 全国入居者連合共済会

- ①全国入居者連合共済会(全連共)、②1994年、③なし
- ④「共済会は『一人は万人のために、万人は一人のために』という、相互扶助の精神で会員が相互に救済し合う事業です。」「入居者代理店システムで、不動産会社、オーナーを強力に支援します」。⑤
- ⑥「事業者向け共済保障制度」(火災保障、修理費用担保保障、店舗賠償責任保障、借家人賠償責任保障、店舗休業保障)
「入居者向け共済保障制度」(家財保障、修理費用担保保障、個人賠償責任保障、借家人賠償責任保障、生活安心保障、障害等費用 — 特約)
- ⑦「共済会会員名称」として「総代会員(不動産業者)」、「一般会員(地域住宅入居者)」の表記。共済契約の申し込みは、「一般会員」→「総代会員」。共済会と総代会員の間には共済商品取り扱い委託契約。
「総代会」は年1~2回開かれている模様で、06年6月28日に第12回定期総代会を開催している。
- ⑧総代会員(不動産業者)が代理店の役割。事業の管理・運営は株式会社テイト
- ⑨改正保険業法に対応するため「全連共株式会社」設立(06年3月)

11. 日本語学校学生共済会

- ①日本語学校学生共済会、②2003年、③?
留学生保険制度の沿革
昭和58年、新宿日本語学校を中心に一部の日本語学校から日本語・語学留学生に対する日本国内での保障制度創設の機運。当時、国民健康保険の利用も条件がきびしく、学校が管理できる補償制度はないか模索。
国保はケガ、病気の際の治療費70%補償が根幹で、死亡や賠償責任にたいする補償はない。国保を補完する留学生に一番びったりなのが、海外旅行傷害保険の逆利用。ところが各保険会社は消極的で、なかなか制度として確立しなかった。住友海上火災保険が趣意書に理解を示し、1986年留学生補償制度として販売。留学生保険発足当時、日本語学校の認可組織はなかったので、日本語教育の専門出版社・(株)凡人社の協力を得て独自に販売活動を展開。1988年、(社)外国人就学生受入機関協議会(外就協)発足とともに、その協力をえて、その加盟団体・機関に販売促進。
- ④日本語学校などの日本語教育機関の就学生・留学生が日本で安心して学べる環境を提供するため。
共済制度創設の理由 — 多くの日本語学校が採用していた海外旅行傷害保険が、平成14年2、3月にほとんどの保険会社で値上げされ、年間1万円前後であったものが7~8万円になったこと。⑤?
- ⑥1. 基本プラン(障害死亡・後遺障害、障害治療費用、疾病死亡、疾病治療費用、個人賠償責任保障、救援者費用)
2. 火災特約(家財保障、借家人賠償責任保障)
- ⑦「運営の組織」として主な役員を記載。

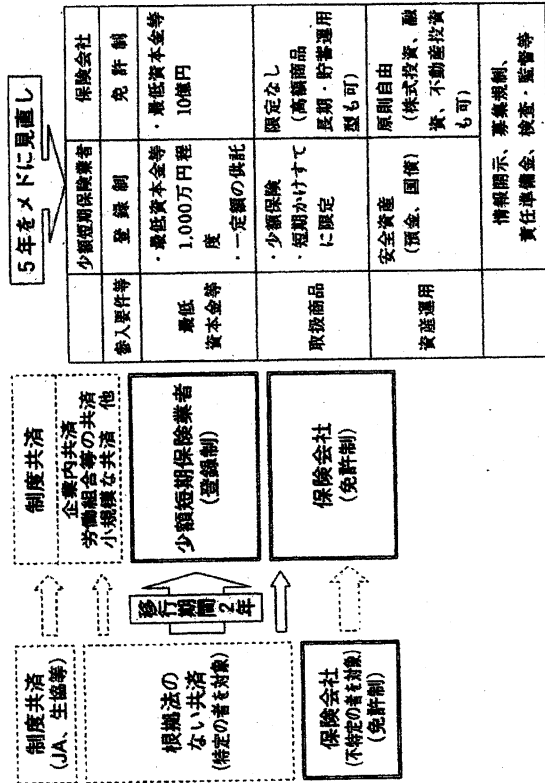
理事長	山本弘子(カイ日本語スクール校長)
専務理事	木内健太(木内インターナショナル株式会社) 共済会事務局の所在地。事務局長 木内健太
理事	江副隆秀(新宿日本語学校校長)
理事	大日方和知夫(アカデミー・オブ・ランゲージ・アーツ校長)
監査	田中久光(株式会社凡人社代表取締役)
- ⑧共済会への加入は、在籍する日本語学校で申し込みができる。⑨

12. 全知共済

- ①全国知的障害者共済会(全知共済)、②2000年
- ③なし。協賛団体として「全日本手をつなぐ育成会」はじめ、各県「育成会」など多くの団体を列記している。
主な役員として、理事長・副理事長・理事14名が記載されているが、理事長以下12名は全日本手をつなぐ育成会の役員。理事長内山美代は全日本手をつなぐ育成会副理事

- 長である。出資金 100円で共済会の会員に。
- ④相互扶助の精神に基づいて、全国の知的障害者と関係者のために福祉厚生事業や共済事業を行なうことを目的として設立。 ⑤ ?
 - ⑥「新せいめい賠償共済」
給付金（入院・ケガ入院・ケガ通院・ケガ手術・病気死亡・事故死亡・ケガ後遺障害）、個人賠償責任共済金 掛金（年額） Aプラン（基本プラン）17,000円、Bプラン27,000円、Cプラン37,000円
 - ⑦総代会（30名） — 理事会（20名） — 事務局 ⑧ ? ⑨加入者数 17,573名
再保険 — 国内保険会社、海外再保険会社（ロイズオプロンドン、他）

図表2-1 根拠法のない共済に対する規制のイメージ



当該団体の組織化の程度、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、個別具体的に判断される。

しかしながら、総務省報告にもあるように、根拠法のない共済の規模や形態の多様化が進み、伝統的な共済と異なる形態のものが増加している状況にあり、特定の者を相手方として保険の引受けを行う共済事業と、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業とを区別することが容易でなく、なりつつある。

こうした状況をふまえ、保険業法の適用範囲を契約相手方の特定・不特定で区分する仕組みを改め、保険の引受けを行う事業について原則として保険業法の規定を適用することとしつつ、保険業法の規定を適用する必要がないと思われる団体については個別に法令で規定することとされる。

改正法では、保険業法の適用除外とされる団体として以下のものが規定されている。

図表2-2 改正法施行後の共済への適用関係

現況	法施行		
	2年	5年	7年
JA共済 中小企業等協同組合法に基づく共済 都民共済等	従前どおり	従前どおり	従前どおり
地方公共団体(住民を相手方) 企業内共済 労働組合(組合員を相手方) 学校(学生を相手方)	従前どおり	従前どおり	従前どおり
その他 適用除外(構成員の届け出が強い共済)等	従前どおり	従前どおり	従前どおり
その他の共済	届出(財務局)最低限の規制(募集規制)のみ。その他は従前どおり。	登録制	免許制

- ① 根拠法のある共済 (いわゆる制度共済) 等 (法2条1項1号)
- ② 地方公共団体が住民を相手に行うもの (法2条1項2号イ)
- ③ 会社等が役員等を相手に行うもの (いわゆる企業内共済) (法2条1項2号ロ)
- ④ 労働組合が組合員等を相手に行うもの (法2条1項2号ハ)

公益法人が行う保険(共済)事業と保険業法の関係について 《金融庁》

保険(共済)事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記(移行期間：平成20年12月1日～平成25年11月30日)と同時に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人いずれも保険業法の規制対象となります。

※ 新法人への移行登記までは、現行と同じ取扱いのままです。

平成18年4月1日時点から現在まで共済事業を行っている公益法人においては、新法人への移行登記まで(平成25年まで)に、下記のように、保険業法に則した対応をお願いします。

(1) 共済事業契約による保障内容を継続する場合には、新法人への移行登記に併せ、以下の対応が考えられます。

- ① 新法人(一般社団法人などを少額短期保険業者(*)に登録し、共済事業契約を継続する。
- ② 既存の保険会社や、新しく設立する保険会社に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ③ 既存の制度共済(生協・事業協同組合など)や、新しく設立する制度共済に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④ 給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内に変更して継続する。
- ⑤ 保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。

* 少額で短期の保険のみの引受けを行う少額短期保険業制度を新しく設けました。

○ 保険契約の上限額	死亡保険	300万円	○ 保険期間の上限	死亡保険・医療保険	1年
	医療保険	80万円		損害保険	2年
	損害保険	1,000万円	等	○ 最低資本金	1,000万円

(注) 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人いずれも、当該法人形態のまま、少額短期保険業者の登録が可能です。

(2) 共済事業契約を新規に契約せずに保険金の支払い等のみを継続して行う場合で、新法人への移行登記までに共済事業契約のすべての契約が終了する場合には、特段の対応は要りません。

ただし、新法人への移行登記後においても共済事業契約が残存する場合には、新法人への移行登記後1年以内に、他の保険会社に共済事業契約を包括移転して継続するなどの対応が必要になります。